

岐阜県職員用パソコン広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岐阜県職員用パソコン広告実施要綱第5条第4項に規定する基準として定めるものであり、職員用パソコン画面への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。
(広告の内容に係る基準)

第2条 要綱第5条第3項各号（第7号及び第8号を除く。）に掲げる内容に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 要綱第5条第3項第1号に掲げる内容

法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの

(2) 要綱第5条第3項第2号に掲げる内容

たとえば次に掲げるもの

- ア 暴力、とばく、麻薬、覚醒剤その他の薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は美化したもの
- イ 醜悪、残虐又は猟奇的なものであって、不快感を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 著しく性的感情を刺激するもの
- エ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- オ 風紀を乱し、又は犯罪を誘発するおそれがあるもの

(3) 要綱第5条第3項第3号に掲げる内容

- ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な内容を含むもの
- イ 他の者を誹謗し、若しくは中傷するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、若しくは業務を妨害するもの
又はそのおそれがあるもの
- エ 他の者の氏名、名称、談話、著作物、商標等を無断で使用しているもの

(4) 要綱第5条第3項第4号に掲げる内容

- ア 政治団体の政治活動（選挙運動を含む）に係るもの
- イ 宗教団体の布教活動に係るもの

(5) 要綱第5条第3項第5号に掲げる内容

- ア 統計、文献、専門用語等を出典明示しないで引用することにより、当該広告に係る商品若しくは役務（以下「商品等」という。）が実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの
- イ 取引に関する条件等について、明示すべき事項を明示しないことにより、実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの
- ウ 誇大な表現を含むもの
- エ 不正当な保証、資格、賞等を使用して広告の内容に係るものに権威を与えようとしているもの
- オ 投資信託等に係るものであって、元本等が保証されているように表現しているもの若しくはそのように誤認させるもの又はそのおそれがあるもの
- カ 他人名義で行っているもの

(6) 要綱第5条第3項第6号に掲げる内容

- ア 広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの
- イ 広告であることが不明確であるもの
- ウ 代理店の募集、会員の募集、副業、内職等に係るものであって、その目的、内容等が不明確であるもの
- エ 通信教育、講習会若しくは塾に係るもの又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に類似する名称を用いたものであって、その実態、内容等が不明確であるもの
- オ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等であって、学校教育法に規定する学校でないにもかかわらず、その旨の表示がされているもの

(7) 要綱第5条第3項第9号に掲げる内容

自己の供給する商品等について、これと競合関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの（二重価格を表示するもの及び第三者が推奨し、又は保証する旨の記述があるものを含む。）又はこれに類似するもの

(8) 要綱第5条第3項第10号に掲げる内容

- ア 県が、広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのようなもの
- イ 県の品位を損なうようなもの
- ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- エ 著しく投機又は射幸心をあおるもの
- オ 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、県民を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
- カ 謝罪、釈明等に関するもの
- キ 世論が大きく分かれている事項に関するもの
- ク 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に規定する公正競争規約及びこれに準ずる業界別の公正競争規約に違反する又はこれに照らして不適切なもの
- ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業類似の事業に関するもの
- コ 消費者金融に関するもの
- サ ギャンブルに関するもの

(広告掲載審査にあたっての留意点)

第3条 本基準により広告を審査する場合には、本基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や県民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

附 則

この基準は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年5月21日から施行する。